

世界へ発信

今秋、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す「長浜曳山まつり」の魅力や歴史について紹介しています。

ユネスコ無形文化遺産登録へ

長浜曳山まつり 子ども歌舞伎



▲子ども歌舞伎の様子

長浜曳山まつりで演じられる子ども狂言（歌舞伎）は、歌舞伎をもとにした外題（演目）が選ばれることが多いですが、上演時間が40分と規定されているため、原作を短縮して独自の演出などを加えたオリジナル作品に作り直されます。外題は振付師と相談するなどして選ばれ、子ども役者の配役はそれぞれの特性を考慮して決められます。そして、春休みが始まる3月20日前後から振付師の指導により稽古が行われ、まず読み習いがあり、それに続いて立ち稽古を行い、最終的に三味線・太夫と合わせて本番に備えます。



▲公開稽古「線香番」

後6時以降に、本衣装と化粧をした子ども役者が初めて曳山の舞台上で狂言を演じます。14日には自町狂言・登り山の後、夕渡り（長濱八幡宮から子ども役者が練り歩く行事）が行われます。この頃にはそれまでの稽古や線香番、自町での上演を通して子どもたちは成長し、一人前の役者の顔つきになります。翌15日にはいよいよ祭りの本日を迎え、長濱八幡宮神前での奉納狂言にはじまり、1日かけて狂言を4回上演します。そして、16日の狂言執行の締めくくりになる千秋楽をもって、子ども役者たちは祭りの華としての役目を終えます。

問 長浜市曳山博物館
(☎65-3300)

長浜・木之本警察署からのお知らせ

自転車が関係する交通事故が発生しています

問 市民活躍課 (☎65-8711)

5月は「自転車安全利用月間」です。自転車利用者の基本的な交通ルールの周知活動や自転車安全教育等の強化を図ります。

昨年6月から、信号無視や一時不停止など、政令で定める14項目の危険行為を3年以内に2回以上行った自転車運転者には、「自転車運転者講習」の受講が義務化されています。自転車はルールを守って乗り、事故のない運転を心がけましょう。

- 飲酒運転は禁止
- 二人乗りは禁止
- 並進は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認

※「自転車運転者講習制度」の詳細は警察庁のホームページで。
<http://www.npa.go.jp/koutsu/kikaku/bicycle/index.htm>

「コミュニティ活動の推進に」役

問 市民活躍課 (☎65-8722)

宝くじの助成を受けて、神戸町自治会が、孔雀山の山車用のテントカバーを新調されました。

この助成は、「一財」自治総合センターが、宝くじの収益を地域に還元するために実施しているもので、今後、さらに地域コミュニティ活動が推進されることが期待されます。



「長浜市空家等対策計画」を策定しました

問 建築住宅課 (☎65-6533)

今後起こりうる様々な空家問題に対応するため、市が取り組む空家対策の中長期的な方針を定めた「長浜市空家等対策計画」を策定しました。詳しくは市のホームページをご覧ください。

【計画期間】平成28年4月～平成33年3月

【方針】空家対策に取り組んでいくための3つの基本的な方針

①長浜の活力維持・向上を目指して、総合的に対策を推進していきます。

②地域のまちづくりと連携しながら空家等をきれいに減らしていきます。

③市民・地域・事業者・行政等が相互に連携して取り組んでいきます。

【方向性と視座】各段階に応じた効果的対策と空家化予防策の実施

【目標値】空家数2,650戸 空家率5・5%（ただし別荘、賃貸住宅等を除く）

公共施設マネジメント推進委員を募集します

問 行政経営改革課 (☎65-6702)

行財政運営の健全化を図るため、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う公共施設マネジメントについて審議する委員を募集します。

【募集人数】1人（応募多数の場合は、選考により決定）

【募集期間】5月16日（月）～31日（火）

【任期】委嘱の日から平成30年3月末日まで

【応募資格】次の全てを満たす人

①市内在住または在勤の18歳以上（平成28年4月1日現在）の人

②国・地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人

③平日、日中の会議でも出席できる人（開催回数は5回程度を予定）

【応募方法】所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、FAX、メールまたは直接左記まで。

※応募用紙は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

【問合せ・応募先】

行政経営改革課（西館4階）

〒526-8501 八幡東町632

FAX 63-4111 ☒ gyokakaku@city.nagahama.lg.jp

光化学スモッグやPM2.5注意報を配信しています

問 環境保全課 (☎65-6513)

＜PM2.5とは＞

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、特に細かなものをPM2.5といいます。肺の奥に入ること健康への影響が心配されています。注意喚起が発表された場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動は避けてください。

また、呼吸器や循環器系に疾患のある方や小児、高齢者の方は、より慎重に行動してください。

その他、テレビでも注意喚起情報を確認することができます。

【テレビ】

注意喚起が発表された場合は、びわ湖放送のデータ放送で確認できます。

＜確認方法＞

チャンネルをびわ湖放送に合わせ、テレビリモコンの「d」ボタンを押し、画面のメニューから「防災、安心・安全情報」を選択してください。

